

経営指標の見方と活用について

島根県健康福祉部地域福祉課

1. 指標の見方

〈経営指標(財務指標)とは〉

- ・ 法人の経営状況の個別側面を数値等によって客観的に表すもの。
- ・ その一方で、指標はそれ自体が評価結果を表すものではなく、また、単独の指標のみによって法人全体の状況を理解することはできない。理事会又は評議員会等の経営判断などに貢献するためには、各指標に関する実績値が、どのような状況を表しているのかを理解し、評価することが求められる。
- ・ 複雑な計算を必要とせず、資金収支計算書や事業活動計算書(以下PL)、貸借対照表(以下BS)などから容易に算定できる。

注:適切な会計処理や計算書類の作成が行われていない場合、正しい数値が求められない。

1. 指標の見方 一短期安定性一

	流動比率	当座比率
定義	流動負債に対する流動資産の割合	流動負債に対する現金預金の割合
計算式 参考資料①参照	流動資産(BS)÷流動負債(BS) (%)	現金預金(BS)÷流動負債(BS) (%)
解説	<p>短期支払義務に対する支払能力を示す指標。流動資産の構成比に留意する必要があり、「当座比率」も併せて分析することが望まれる。</p> <p>200%以上であることが望ましい。</p> <p>100%を下回る場合は短期安定性を欠いている可能性あり</p>	<p>現金預金による支払能力を示す指標。</p> <p>本指標の値が高いほど短期的な支払能力が高いことを意味する。</p> <p>100%以上であることが望ましい</p>

1. 指標の見方 一長期持続性一

	純資産比率	純資産比率(正味)	固定長期適合率
定義	総資産に占める純資産の割合	国庫補助金等特別積立金残高を除いた総資産に占める純資産の割合	純資産及び固定負債に対する固定資産の割合
計算式 参考資料 ①参照	純資産(BS)÷総資産(BS) (%)	(純資産－国庫補助金等特別積立金) (BS)÷(総資産－国庫補助金等特別積立金－将来入金予定の設備資金借入金元金償還補助金※)(%)	固定資産(BS)÷(純資産+固定負債)(BS)(%)
解説	<p>借入金など負債に対する安全度を見る指標。</p> <p>本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。</p> <p>社会福祉法人は、本指標の値が高い傾向にあるが国庫補助金等特別積立金が占める割合が高い可能性もあるため留意が必要。</p> <p>本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高い。</p>	<p>純資産及び総資産に含まれる国庫補助金等特別積立金残高の影響を除外して、借入金など負債に対する安全度を見る指標。</p> <p>本指標の値が高いほど、借入金の返済及び負債の支払い負担が小さい。</p> <p>※ 将来入金予定の設備資金借入金元金償還補助金の額が不明な場合は省略</p>	<p>固定資産の整備に関わる資金調達のバランスを示す指標。</p> <p>土地、建物等、設備の整備に要する資金は、寄附金、補助金、積立資産等の返済不要な資金によって確保するか、返済するとしても、設備資金借入金のように長期間にわたって返済する資金によることが望ましい。</p> <p>本指標の値が低いほど、長期持続性が高い。</p> <p>固定資産が、返済不要な資金又は長期間にわたって返済する資金により賄われているかどうかについては、本指標の値が100%以下であることが判定の目安。</p>

1. 指標の見方 一費用合理性①—

	人件費・委託費比率	事業費比率	事務費比率
定義	サービス活動収益に対する人件費と業務委託費の合計の割合	サービス活動収益に対する事業費の割合	サービス活動収益に対する事務費の割合
計算式 参考資料 ②参照	(人件費+業務委託費※)(PL)÷サービス活動収益計(PL) (%) ※業務委託費は拠点区分から集計する。	事業費(PL)÷サービス活動収益計(PL) (%)	事務費(PL)÷サービス活動収益計(PL) (%)
解説	<p>施設業務のうち福祉サービスに直接関わらないものについて、外部委託されることがあるが、外部委託の有無によって「人件費比率」が変わり得ることから、「人件費比率」を補完し比較可能性を確保する。</p> <p>適切な福祉サービスを提供する上で、適切な人員配置と適正な報酬水準確保は不可欠であるが、安定的な経営には一定水準以下に抑える必要がある。</p> <p>恒常に85%を上回ると過剰人員や稼働率が低いことが想定される。</p>	<p>指標の値の大小は、法人の提供する福祉サービスの特性に影響を受ける。</p> <p>一概に低く抑えることはサービスの質の低下につながり望ましくないが、収益性の要因分析の観点から値の多寡と推移を分析することが有用。</p>	<p>指標の値の大小は、外部委託の利用や設備等の賃借の状況、施設老朽化の度合いによる修繕費負担の大きさ等に影響を受ける。</p> <p>収益性の要因分析の観点から値の多寡と推移を分析することが有用。</p>

1. 指標の見方 一費用合理性②—

労働分配率	
定義	付加価値額に占める人件費の割合
計算式 参考資料② 参照	人件費(PL) ÷ 付加価値額※(PL) ※付加価値 = サービス活動収益 - (事業費 + 事務費 + 減価償却費 + 国庫補助金等特別積立金取崩額 [マイナス値] + 徴収不能額)
解説	<p>付加価値がどの程度人件費に分配されるかを示す指標である。職員に分配される付加価値が高いほど、本指標の値は高くなる。</p> <p>人件費の大小は、職員数と給与水準に依存する。適切な福祉サービスを提供する上で、適切な人員配置と適正な報酬水準確保は不可欠であるため、一律に低い水準が望ましいと言えないが、安定的な経営のためには将来的な資金需要のために一定の資金を留保していく必要があるため、本指標の値が上昇傾向にある場合は、「積立率」、「正味金融資産額・減価償却累計額比率」等を算出し、資金の留保状況について追加分析を行うことが望ましい。</p> <p>100%を超えると、付加価値以上の人件費が支出されていることとなる。</p>

1. 指標の見方 一収益性一

経常増減差額率	
定義	サービス活動収益に対する経常増減差額の割合
計算式 参考資料② 参照	経常増減差額(PL)÷サービス活動収益計(PL) (%)
解説	<p>特別な要因を除く法人の経常的な活動による収益性を示す指標。</p> <p>社会福祉法人においては、通常、経常増減差額率はサービス活動増減差額率と近似する。大きく乖離している場合、その要因を特定、分析することが考えられる。</p> <p>本指標の値がマイナスとなる場合、主とする事業に金融取引等を加減算した結果、経常活動において赤字が発生している状況を示す。かかる状況が継続する場合、将来的な財務状況の悪化につながることによって法人経営の安定性を損なう可能性がある。</p>

2. 指標の活用

- まずは、比較してみる。

→過去の指標や他の法人と比較することで、法人の経営状況の立ち位置を把握することができる。(拠点ごとでも可能。)

- 明らかに悪い指標は確認する。

→基本的には指標のみを持って判断するべきではないが、基準を著しく下回る場合は確認する。

例:〈流動比率〉100%以下、〈経常増減差額率〉マイナスが何年も継続している など

注:指標が悪い=経営状況が悪い ではない

2. 指標の活用—比較の方法—

分類	比較対象	分析内容
期間比較	過年度	前年度数値との比較に加え、中長期の趨勢分析を行うことで、法人の経営動向を把握できる。
法人間比較	他の社会福祉法人	同種事業を実施している法人や同地域の法人と比較することによって、法人の相対的な位置付けを理解できる。
施設間比較	同法人の他施設	拠点ごとの状態が明らかとなり、法人内部における相対的な位置づけが理解できる。法人内の複数施設の指標を対比することで、法人全体の経営状態を表す法人指標を効果的に分析・評価することができる。
	他法人施設	他法人の同種施設と比較することによって、施設の経営上の強みと課題を把握し、施設経営に活かすことができる。

2. 指標の活用—県内社会福祉法人の財務分析—

- ・県内法人については、社会福祉法第59条の2第2項に基づく調査分析結果を県HPで公表している。(収益規模別・事業区分別)
- ・島根県:1.9社会福祉法人情報(トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 地域福祉 / 社会福祉法人・事業 / 社会福祉法人・事業)
(https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/syakaihukushi/houjin_service/19houjinjouhou.html)



2. 指標の活用—県内社会福祉法人の財務分析—

- ・収益規模：サービス活動収益計別
- ・事業区分

事業区分	内容
保育のみ	・保育所のみを運営する法人。一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業等を実施している場合もこれに含む。
障がいのみ	・障害者支援施設や障害福祉サービス事業等のみを経営する法人。障害福祉サービス事業の拠点で、老人居宅介護等事業（ヘルパーステーション）を経営する場合もこれに含む。
介護のみ	・介護保険施設や事業のみを経営する法人。介護保険事業の拠点で、障害福祉サービス事業（居宅介護等）を経営する場合も含む。
その他	・児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、救護施設等、上記3つの事業区分に分類されない事業のみを経営する法人。社会福祉協議会で上記3つに含まれる事業を経営していない場合はこの項目に分類。
複合	・上記4つの事業区分のうち2つ以上の事業を運営する法人。

3. 経営相談・経営分析の利用



〈実施元〉 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

〈料金〉 無料

〈相談体制〉

○経営指導員・専門相談員(公認会計士・税理士、特定社会保険労務士)

〈相談内容〉

○経営分析○法人・施設運営一般○会計処理○労務管理・職員待遇○利用者の待遇・その他

〈経営分析対象〉

○保育所○特別養護老人ホーム等※障がい者福祉施設・サービス事業所は対応していない。

〈分析内容〉

○同規模事業所との比較 ○財務分析(機能性・安全性・収益性等)

連絡先 TEL. 0852-61-4151 / FAX. 0852-32-5956
soudan@fukushi-shimane.or.jp

3. 経営相談・経営分析の利用



〈実施元〉独立行政法人 福祉医療機構

〈対象〉

高齢者系	特別養護老人ホーム、ケアハウス、通所介護・認知症対応型通所介護 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護
障がい系	生活介護、共同生活援助
児童系	保育所、認定こども園、
医療系	病院、介護老人保健施設、

〈内容〉同種・同規模の情報について様々な方法で比較し、「平均値」や「偏差値」等を用いて、経営状況の概要を把握できる。

〈料金〉1施設あたり11,000円(税込)

3. 経営相談・経営分析の利用



〈実施元〉全国社会福祉法人経営者協議会(全国経営協)

〈対象〉全国経営協会員

〈内容〉経営協ドック

- 社会福祉法人の健全経営のため、全国経営協が開発した経営分析ツール。
- 中長期的に経営戦略の検討が必要な法人を対象に3つの経営支援ツール(①問診票②WEB経営診断③自己点検・自己分析シート)を提供し、自法人の経営状況を確認してもらうことで課題の早期発見、早期対応に活用してもらう。
- 財務状況だけでなく、ガバナンス・コンプライアンス、人材確保・職場環境、事業展開・事業継続などについても診断してもらえる。

4. 参考資料

- ・非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」
(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20180718gjj.html)
- ・令和2年度社会福祉推進事業の実施について「社会福祉法人の経営指導強化等に関する調査研究事業」
(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2021.html>)

参考資料①短期安定性・長期安定性

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部		
	当年度末		当年度末	
	前年度末	増減	前年度末	増減
流动資産	805,600	①	21,000	784,600
現金預金	5,000	③	1,000	4,000
有価証券	5,000	③	1,000	4,000
事業未収金	5,000		1,000	4,000
未収金	5,000		1,000	4,000
未収補助金	5,000		1,000	4,000
未収収益	311,600		310,600	1,000
受取手形	74,500		73,500	1,000
貯蔵品	84,900		83,900	1,000
医薬品	279,600		278,600	1,000
診療・療養費等材料	2,000		1,000	1,000
給与用材料	2,000		1,000	1,000
商品・製品	2,000		1,000	1,000
仕掛品	2,000		1,000	1,000
原材料	2,000		1,000	1,000
立替金	2,000		1,000	1,000
前払金	2,000		1,000	1,000
前払費用	2,000		1,000	1,000
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期貸付金	2,000		1,000	1,000
1年内回収予定期間貸付金	2,000		1,000	1,000
社会福祉連携推進業務短期貸付金	5,000		4,000	1,000
短期貸付金	5,000		4,000	1,000
仮払金	5,000		4,000	1,000
その他の流動資産	5,000		4,000	1,000
貸倒引当金	5,000		4,000	1,000
徵収不能引当金	5,000		4,000	1,000
固定資産	105,000	⑦	321,000	-216,000
基本財産	20,000	⑦	4,000	16,000
土地	5,000		1,000	4,000
建物	5,000		1,000	4,000
定期預金	5,000		1,000	4,000
投資有価証券	5,000		1,000	4,000
その他の固定資産	85,000		317,000	-232,000
土地	5,000		1,000	4,000
建物	5,000		301,000	-296,000
構築物	5,000		1,000	4,000
機械及び装置	5,000		1,000	4,000
車輛運搬具	5,000		1,000	4,000
器具及び備品	5,000		1,000	4,000
建設仮勘定	5,000		1,000	4,000
有形リース資産	5,000		1,000	4,000
権利	5,000		1,000	4,000
ソフトウェア	5,000		1,000	4,000
無形リース資産	5,000		1,000	4,000
投資有価証券	5,000		1,000	4,000
社会福祉連携推進業務長期貸付金	5,000		1,000	4,000
長期貸付金	5,000		1,000	4,000
退職給付引当資産	5,000		1,000	4,000
長期の金積立資産	5,000		1,000	4,000
差入保証金	5,000		1,000	4,000
長期前払費用	5,000		1,000	4,000
その他の固定資産	5,000		1,000	4,000
貸倒引当金	5,000		1,000	4,000
徵収不能引当金	5,000		1,000	4,000
資産の部合計	910,600	⑤	342,000	568,600
①	21,000	784,600	126,100	105,100
②	21,000	105,100	21,000	4,000
③	1,000	4,000	5,000	1,000
④	11,000	44,000	310,000	419,500
⑤	342,000	568,600	910,600	568,600
⑥	0	1,000	1,000	-1,000
⑦	321,000	-216,000	11,000	44,000
⑧	11,000	44,000	310,000	419,500
純資産の部		純資産の部		
基本金	0	1,000	1,000	-1,000
国庫補助金等特別積立金	0	1,000	1,000	-1,000
⑥	0	1,000	1,000	-1,000
その他の積立金	0	1,000	1,000	-1,000
次期経営活動増減差額	729,500	307,000	422,500	422,500
(うち当期活動増減差額)	422,500	312,000	110,500	110,500
純資産の部合計	729,500	310,000	419,500	419,500
負債及び純資産の部合計	910,600	342,000	568,600	568,600

流動比率：流動資産①÷流動負債② (%)

当座比率：現金預金③÷流動負債② (%)

純資産比率：純資産④÷総資産⑤ (%)

純資産比率（正味）：（純資産④－国庫補助金等特別積立金⑥）÷
 （総資産⑤－国庫補助金等特別積立金⑥－将来入金予定の設備資金借入金元金償還補助金※） (%)
 ※ 将来入金予定の設備資金借入金元金償還補助金の額が不明な場合は省略

固定長期適合率：固定資産⑦÷（純資産④+固定負債⑧） (BS) (%)

参考資料②費用合理性・収益性

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益	介護保険事業収益	253,500	187,200	66,300
	老人福祉事業収益	78,000	57,600	20,400
	児童福祉事業収益	52,000	38,400	13,600
	保育事業収益	117,000	86,400	30,600
	就労支援事業収益	6,500	4,800	1,700
	障害福祉サービス等事業収益	149,500	110,400	39,100
	生活保護事業収益	58,500	43,200	15,300
	医療事業収益	110,500	81,600	28,900
	経常経費寄附金収益	6,500	4,800	1,700
	その他の収益	6,500	4,800	1,700
サービス活動収益計(1)		838,500	619,200	219,300
サービス活動増減の部費用	人件費	65,000	48,000	17,000
	事業費	143,000	105,600	37,400
	事務費	143,000	105,600	37,400
	就労支援事業費用	19,500	14,400	5,100
	授産事業費用	6,500	4,800	1,700
	利用者負担軽減額	6,500	4,800	1,700
	減価償却費	6,500	4,800	1,700
	国庫補助金等特別積立金取崩額	0	0	0
	貸倒損失額	6,500	4,800	1,700
	貸倒引当金繰入	6,500	4,800	1,700
徴収不能額		6,500	4,800	1,700
徴収不能引当金繰入		6,500	4,800	1,700
その他の費用		6,500	4,800	1,700
サービス活動費用計(2)		422,500	312,000	110,500
サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)		416,000	307,200	108,800
	借入金利息補助金収益	6,500	4,800	1,700
	受取利息配当金収益	6,500	4,800	1,700
	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益	6,500	4,800	1,700
	有価証券評価益	6,500	4,800	1,700

人件費・委託費比率（人件費②+業務委託費⑨）÷サービス活動収益計① (%)

事業費比率 事業費③÷サービス活動収益計① (%)

事務費比率 事務費④÷サービス活動収益計① (%)

労働分配率 人件費④÷付加価値額※

※付加価値=サービス活動収益①-（事業費③+事務費④+減価償却費⑤+

国庫補助金等特別積立金取崩額⑥ [マイナス値] +徴収不能額⑦)

経常増減差額率 経常増減差額⑧÷サービス活動収益計① (%)

増減の部費用	社会福祉連携推進業務借入金支払利息	6,500	4,800	1,700
	有価証券評価損	6,500	4,800	1,700
	有価証券売却損	6,500	4,800	1,700
	投資有価証券評価損	6,500	4,800	1,700
	投資有価証券売却損	6,500	4,800	1,700
	基本財産評価損	6,500	4,800	1,700
	積立資産評価損	6,500	4,800	1,700
	その他のサービス活動外費用	19,500	14,400	5,100
	サービス活動外費用計(5)	71,500	52,800	18,700
	サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)	13,000	9,600	3,400
経常増減差額(7) = (3) + (6)		429,000	316,800	112,200
特別増益	施設整備等補助金収益	0	2,000	-2,000
	施設整備等寄附金収益	0	2,000	-2,000
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	1,000	-1,000
	固定資産受贈額	0	1,000	-1,000
	固定資産売却益	0	2,000	-2,000
	その他の特別収益	0	2,000	-2,000
	特別収益計(8)	0	10,000	-10,000
基本金組入額		0	1,000	-1,000

参考資料②費用合理性・収益性

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
減 の 部 費 用	資産評価損	0	1,000	-1,000
	固定資産売却損・処分損	0	4,000	-4,000
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	1,000	-1,000
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	1,000	-1,000
	災害損失	0	1,000	-1,000
	その他の特別損失	0	1,000	-1,000
	特別費用計（9）	0	10,000	-10,000
	特別増減差額（10） = （8） - （9）	0	0	0
	当期活動増減差額（11） = （7） + （10）	429,000	316,800	112,200
継 越 活 動 增 減 差 額 の 部	前期繰越活動増減差額（12）	307,000	325,000	-18,000
	当期末繰越活動増減差額（13） = （11） + （12）	736,000	641,800	94,200
	基本金取崩額（14）	0	-330,000	330,000
	その他の積立金取崩額（15）	0	0	0
	その他の積立金積立額（16）	0	0	0
	次期繰越活動増減差額（17） = （13） + （14） + （15） - （16）	736,000	311,800	424,200

参考資料②費用合理性・収益性

第二号第四様式（第二十三条第四項関係）

拠点A拠点区分 事業活動計算書
(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

(単位：円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
介護保険事業収益	167,700	187,200	-19,500
施設介護料収益	12,900	14,400	-1,500
介護報酬収益	4,300	4,800	-500
利用者負担金収益（公費）	4,300	4,800	-500
利用者負担金収益（一般）	4,300	4,800	-500
居宅介護料収益	25,800	28,800	-3,000
介護報酬収益	4,300	4,800	-500
介護予防報酬収益	4,300	4,800	-500
介護負担金収益（公費）	4,300	4,800	-500
介護負担金収益（一般）	4,300	4,800	-500
介護予防負担金収益（公費）	4,300	4,800	-500
介護予防負担金収益（一般）	4,300	4,800	-500
地域密着型介護料収益	25,800	28,800	-3,000
介護報酬収益	4,300	4,800	-500
介護予防報酬収益	4,300	4,800	-500
介護負担金収益（公費）	4,300	4,800	-500
介護負担金収益（一般）	4,300	4,800	-500
介護予防負担金収益（公費）	4,300	4,800	-500
介護予防負担金収益（一般）	4,300	4,800	-500
居宅介護支援介護料収益	8,600	9,600	-1,000
居宅介護支援介護料収益	4,300	4,800	-500
介護予防支援介護料収益	4,300	4,800	-500
介護予防・日常生活支援総合事業収益	12,900	14,400	-1,500
事業費収益	4,300	4,800	-500
事業負担金収益（公費）	4,300	4,800	-500
事業負担金収益（一般）	4,300	4,800	-500
利用者等利用料収益	47,300	52,800	-5,500
施設サービス利用料収益	4,300	4,800	-500
居宅介護サービス利用料収益	4,300	4,800	-500
地域密着型介護サービス利用料収益	4,300	4,800	-500
食費収益（公費）	4,300	4,800	-500
食費収益（一般）	4,300	4,800	-500
食費収益（特定）	4,300	4,800	-500
居住費収益（公費）	4,300	4,800	-500
居住費収益（一般）	4,300	4,800	-500
居住費収益（特定）	4,300	4,800	-500
介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益	4,300	4,800	-500
その他の利用料収益	4,300	4,800	-500
その他の事業収益	30,100	33,600	-3,500
補助金事業収益（公費）	4,300	4,800	-500
補助金事業収益（一般）	4,300	4,800	-500
市町村特別事業収益（公費）	4,300	4,800	-500
市町村特別事業収益（一般）	4,300	4,800	-500
受託事業収益（公費）	4,300	4,800	-500
受託事業収益（一般）	4,300	4,800	-500
その他の事業収益	4,300	4,800	-500
（保険等査定減）	4,300	4,800	-500
老人福祉事業収益	51,600	57,600	-6,000
措置事業収益	17,200	19,200	-2,000
事務費収益	4,300	4,800	-500
事業費収益	4,300	4,800	-500
その他の利用料収益	4,300	4,800	-500
その他の事業収益	4,300	4,800	-500
運営事業収益	21,500	24,000	-2,500
管理費収益	4,300	4,800	-500
その他の利用料収益	4,300	4,800	-500
補助金事業収益（公費）	4,300	4,800	-500
補助金事業収益（一般）	4,300	4,800	-500
その他の事業収益	4,300	4,800	-500

参考資料②費用合理性・収益性

第二号第四様式（第二十三条第四項関係）

拠点A拠点区分 事業活動計算書
(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
費用	医薬品費	4,300	4,800	-500
	診療・療養等材料費	4,300	4,800	-500
	保健衛生費	4,300	4,800	-500
	医療費	4,300	4,800	-500
	被服費	4,300	4,800	-500
	教養娯楽費	4,300	4,800	-500
	日用品費	4,300	4,800	-500
	保育材料費	4,300	4,800	-500
	本人支給金	4,300	4,800	-500
	水道光熱費	4,300	4,800	-500
	燃料費	4,300	4,800	-500
	消耗器具備品費	4,300	4,800	-500
	保険料	4,300	4,800	-500
	賃借料	4,300	4,800	-500
	教育指導費	4,300	4,800	-500
	就職支援費	4,300	4,800	-500
	葬祭費	4,300	4,800	-500
	車輌費	4,300	4,800	-500
	棚卸資産評価損	4,300	4,800	-500
	雑費	4,300	4,800	-500
	事務費	94,600	105,600	-11,000
	福利厚生費	4,300	4,800	-500
	職員被服費	4,300	4,800	-500
	旅費交通費	4,300	4,800	-500
	研修研究費	4,300	4,800	-500
	事務消耗品費	4,300	4,800	-500
	印刷製本費	4,300	4,800	-500
就労支援事業費用	水道光熱費	4,300	4,800	-500
	燃料費	4,300	4,800	-500
	修繕費	4,300	4,800	-500
	通信運搬費	4,300	4,800	-500
	会議費	4,300	4,800	-500
	広報費	4,300	4,800	-500
	業務委託費	4,300	4,800	-500
	手数料	4,300	4,800	-500
	保険料	4,300	4,800	-500
	賃借料	4,300	4,800	-500
	土地・建物賃借料	4,300	4,800	-500
	租税公課	4,300	4,800	-500
	保守料	4,300	4,800	-500
	涉外費	4,300	4,800	-500
	諸会費	4,300	4,800	-500
	雑費	4,300	4,800	-500
	就労支援事業費用	12,900	14,400	-1,500
	就労支援事業販売原価	8,600	9,600	-1,000
	期首製品（商品）棚卸高	4,300	4,800	-500
	当期就労支援事業製造原価	4,300	4,800	-500
	当期就労支援事業仕入高	4,300	4,800	-500
	期末製品（商品）棚卸高	4,300	4,800	-500
	就労支援事業販管費	4,300	4,800	-500
	授産事業費用	4,300	4,800	-500
	利用者負担軽減額	4,300	4,800	-500
	減価償却費	4,300	4,800	-500
	国庫補助金等特別積立金取崩額	4,300	4,800	-500
	貸倒損失額	4,300	4,800	-500
	貸倒引当金繰入	4,300	4,800	-500
	徴収不能額	4,300	4,800	-500
	徴収不能引当金繰入	4,300	4,800	-500
	その他の費用	4,300	4,800	-500

サービス活動増減の部

⑨